

宮崎県地球温暖化防止活動推進員 の活動について

宮崎県環境森林部環境森林課
温暖化・新エネルギー対策担当

平成28年5月11日 都城保健所
平成28年5月12日 宮崎県庁
平成28年5月13日 延岡保健所

目次

- 1 第11期地球温暖化防止活動推進員について
 - ① 委嘱期間
 - ② 地球温暖化防止活動推進員とは
 - ③ 具体的な活動内容
 - ④ 活動の支援体制
 - ⑤ お問い合わせ先

- 2 地球温暖化の現状(宮崎県)
 - ① 温室効果ガス排出量の推移
 - ② 二酸化炭素排出量の部門別内訳
 - ③ 宮崎県の地球温暖化対策



1 第11期宮崎県地球温暖化防止活動推進員について

① 委嘱期間 **委嘱の日から平成30年3月31日（2年間）**

② 地球温暖化防止活動推進員とは

【根拠法令】

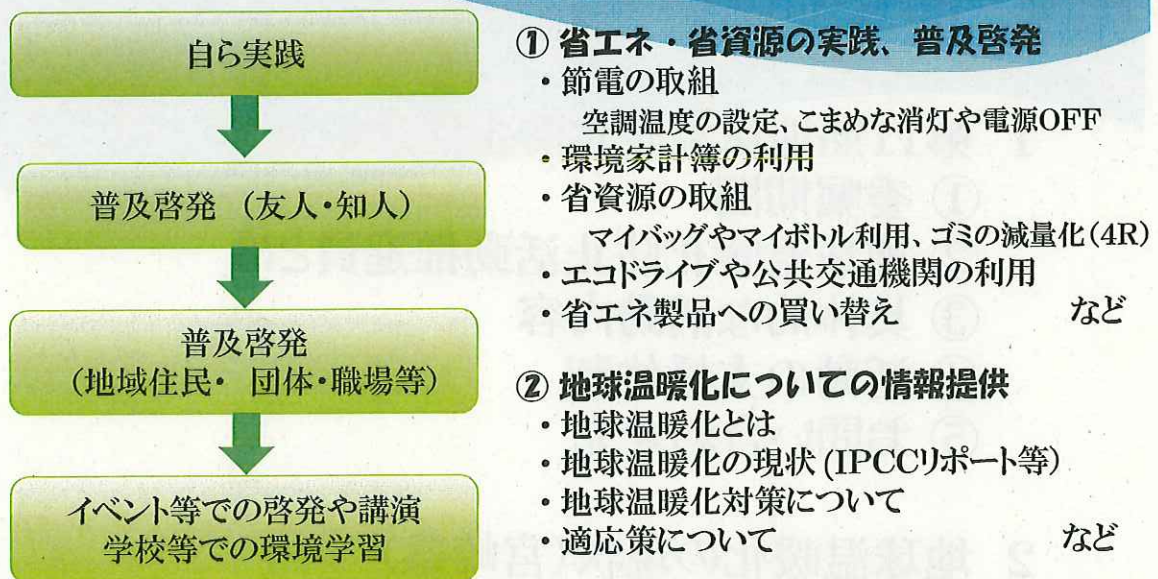
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第23条に基づき、知事が委嘱する制度

【活動内容】 地球温暖化防止活動推進員設置要綱 第2条

- ① 国、県、市町村が行う地球温暖化対策に関する啓発活動に協力し、地球温暖化対策の重要性に対する地域住民の理解を深めることに努めること。
- ② 地域住民の温室効果ガス排出削減に関する相談を受け付け、助言や関係機関への照会を行うことによって、地球温暖化の防止に努めること。
- ③ 地域住民の地球温暖化対策に対する意見及び情報を県、市町村その他関係機関へ提供すること。
- ④ 地域住民の地球温暖化防止に資する活動に協力し、必要な情報を提供すること。
- ⑤ 国、県、市町村が行う地球温暖化対策の実施に積極的に協力すること。

1

③ 具体的な活動内容

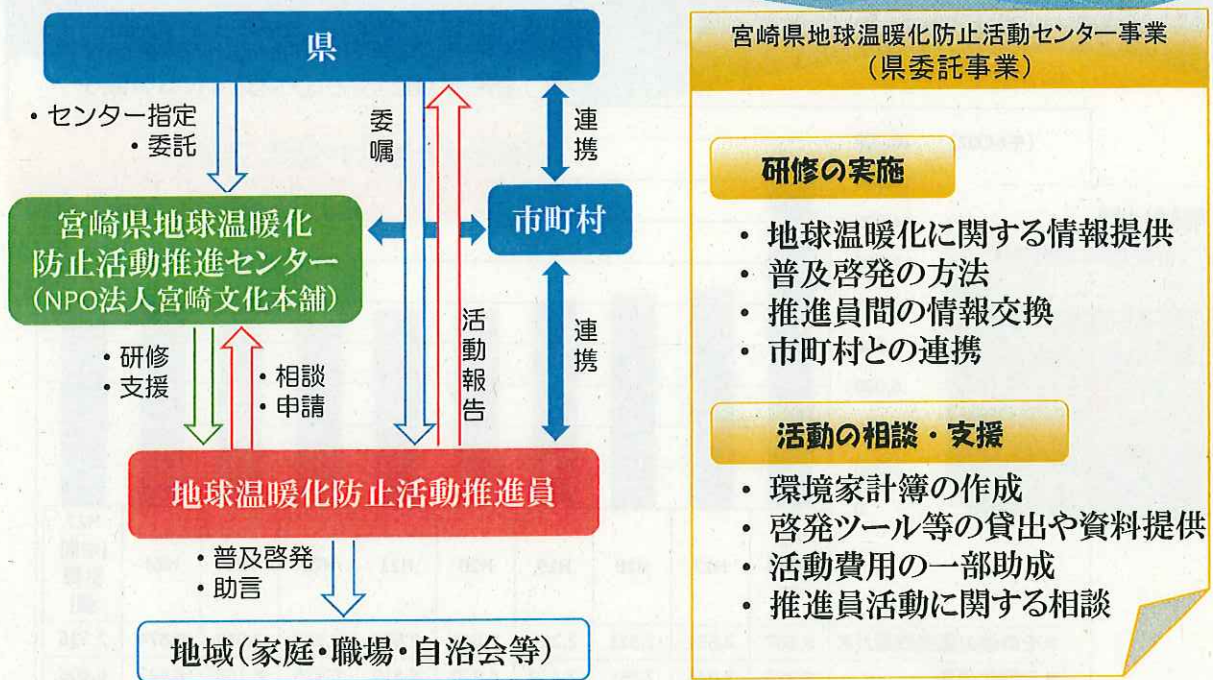


活動報告書の提出

年2回(上半期・下半期)、活動内容を記載した「活動報告書」の提出をお願いします。

2

④ 活動の支援体制



3

⑤ お問い合わせ先

□宮崎県環境森林課 温暖化・新エネルギー対策担当
電話 0985-26-7084 FAX 0985-26-7311

- 地球温暖化対策全般について
- 活動報告書の提出について
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する事

□宮崎県地球温暖化防止活動推進センター (NPO法人宮崎文化本舗)
電話 0985-60-3911 FAX 0985-89-4979

- 地球温暖化対策全般について
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進員研修に関する事
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進員活動全般に関する事

□宮崎県環境情報センター (宮崎県立図書館内)
電話 0985-23-0322 FAX 0985-26-4720

- 環境情報の提供
- 書籍・グッズ等の貸出 等

4

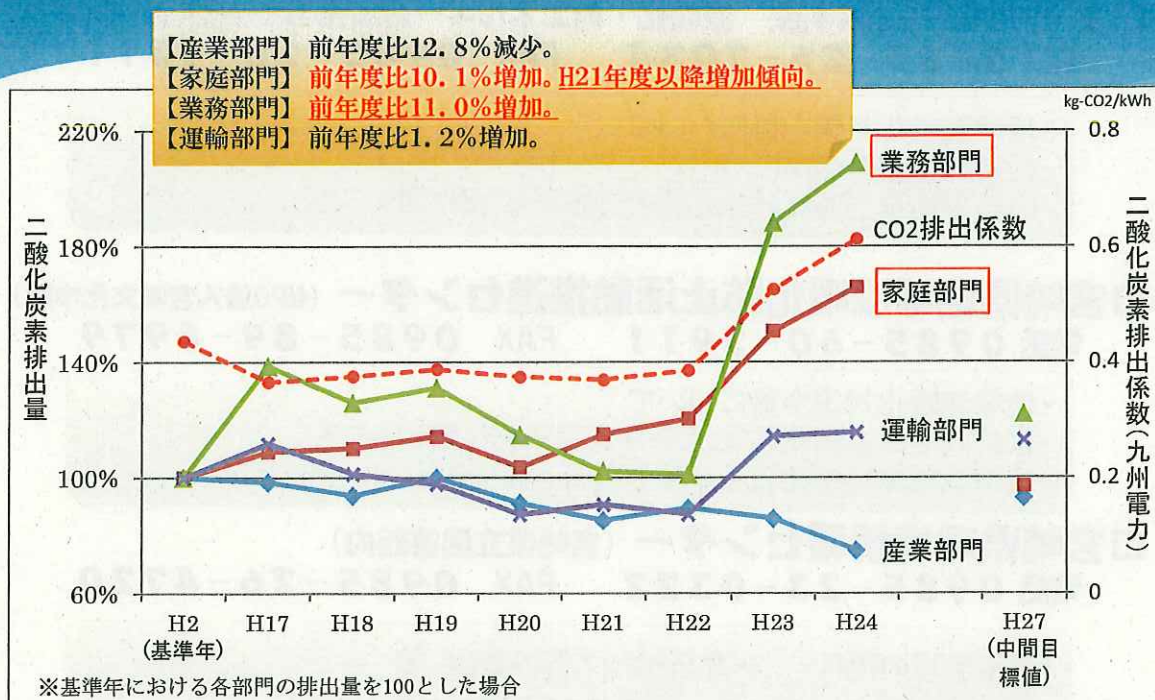
2 地球温暖化の現状(宮崎県)

① 温室効果ガス排出量の推移



5

② 二酸化炭素排出量の部門別内訳



6

③ 宮崎県の地球温暖化対策

◆ 削減目標 (宮崎県環境計画 平成28年3月改定)

◆ 温室効果ガス

2030年度までに2013年度比で▲26%

◆ 家庭部門の二酸化炭素

2030年度までに2013年度比で▲39%

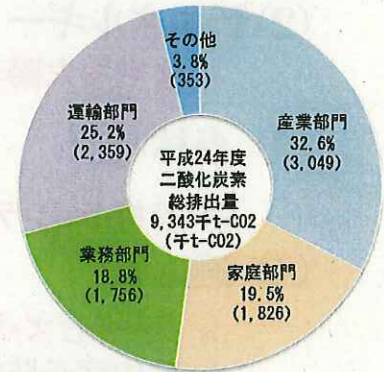
◆ 地球温暖化対策の概要

「緩和」= 温暖化の進行を食い止める施策
(省エネ、新エネ、森林吸収)

「適応」= 気候変動の影響に適応するための施策

ある程度の温暖化は避けられないものとして、その悪影響を軽減するため、人類の方が温暖化環境に「適応」するための施策が、国際的に重視

→ 「緩和」と「適応」の両面からの取組を進めていく



7

緩和策

- (1) 省資源・省エネルギーの推進 (省エネ)
= CO2の排出を削減する
(例) 家庭や工場等での節電、エコドライブの推進、環境教育等
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進 (再エネ)
= CO2の排出が少ないエネルギーを作る、使う
(例) 太陽光、バイオマス、風力、地熱、小水力の発電・熱利用
→ このうち本県の強みのある太陽光、バイオマス、小水力を重点推進
- (3) 二酸化炭素吸収源としての森林整備 (森林吸収)
= 大気中のCO2を森林が吸収し、固定する
(例) 森林資源の循環システムの確立 (植栽、間伐、保育、伐採)

適応策

【必要となる適応策の事例】

- (1) 防災分野
ハザードマップの策定、総合的な土砂災害対策、防災知識の普及 等
- (2) 健康分野
温暖化に適応したライフスタイルの推進、熱中症予防、動物由来感染症の対策等
- (3) 生態系分野
県内の生態系への影響把握、希少野生生物の保護等
- (4) 農林水産業分野
暑さに強い品種の開発・普及、害虫被害対策 等

8



私たちひとりひとりができること (県民編)



(1) 省資源・省エネルギー

- ▶ 家庭での節電対策
- ▶ 省エネ家電への買換
- ▶ マイバッグの持参
- ▶ エコカーの導入 等
- ▶ 環境家計簿等によるCO₂排出量の把握
- ▶ 適正なゴミ出し
- ▶ ノーマイカーデーやエコドライブの実践

(2) 新エネルギー

- ▶ 住宅用太陽光発電や家庭用燃料電池(エネファーム)の導入 等

(3) 森林吸収

- ▶ 森林ボランティア活動への積極的な参加

(4) 適応策

- ▶ クールビズ・ウォームビズの実践
- ▶ 蚊の発生しにくい環境づくりの実践
- ▶ 熱中症予防等の健康管理
- ▶ 災害に対する備えの実践 等

9

私たちひとりひとりができること (事業者・団体編)

(1) 省資源・省エネルギー

- ▶ 工場・事業所等での節電
- ▶ 省エネ設備の導入
- ▶ 省エネ製品の優先購入
- ▶ 廃棄物の適正処理
- ▶ エコカーの公用車導入 等

(2) 新エネルギー

- ▶ 太陽光・風力・バイオマス発電の導入
- ▶ 熱利用の検討(バイオマス熱、地中熱) 等

(3) 森林吸収

- ▶ 職員の森林ボランティア活動への積極参加(企業の森林づくり)
- ▶ カーボン・オフセット制度の活用 等

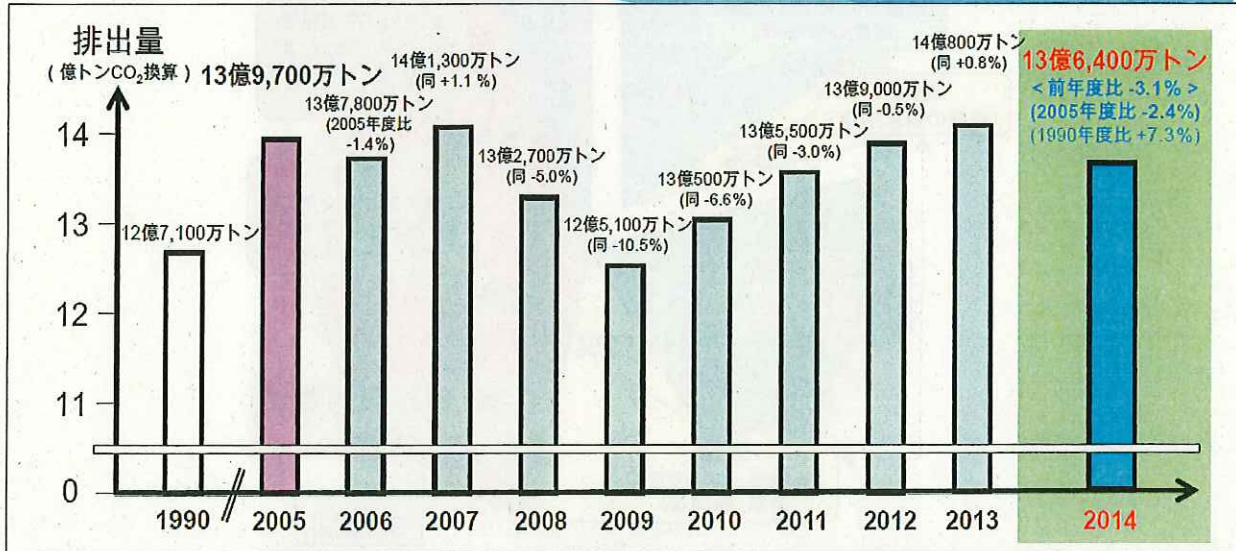
(4) 適応策

- ▶ 職員のクールビズ・ウォームビズの実践
- ▶ 勤務形態のあり方の検討(フレックスタイム、サマータイム、在宅勤務等) 等

10

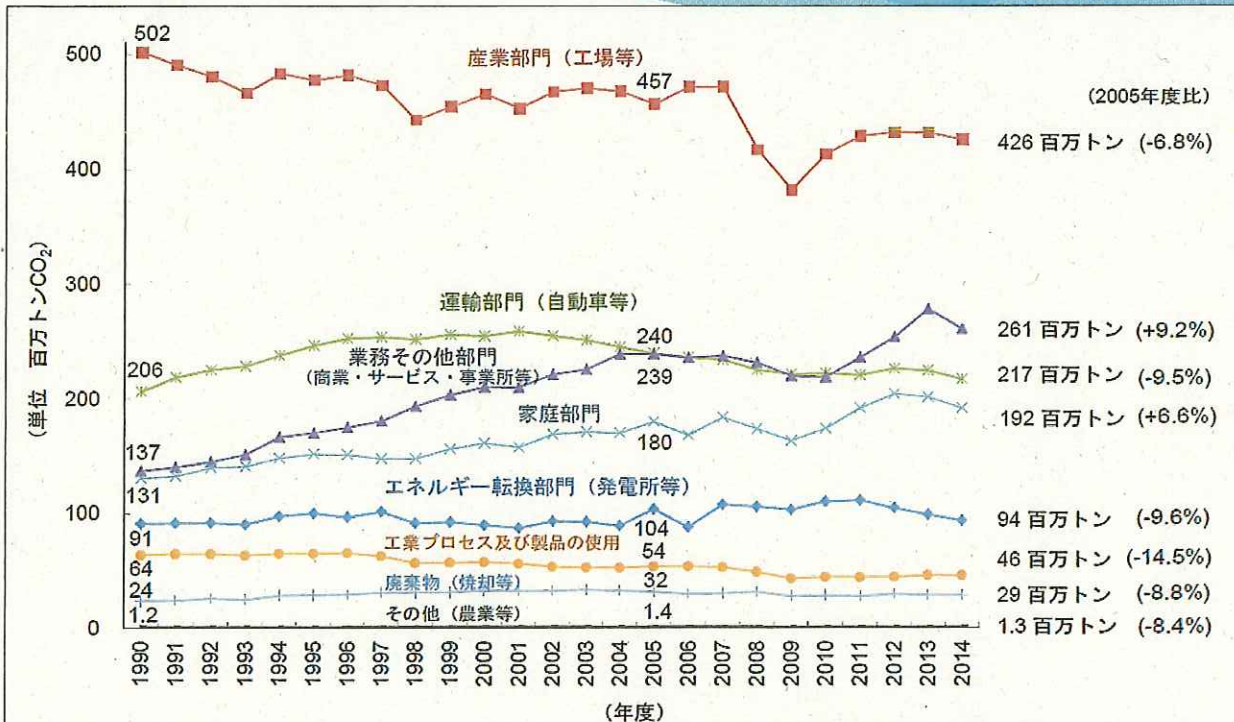
(参考) 日本の地球温暖化の現状

温室効果ガス排出量の推移



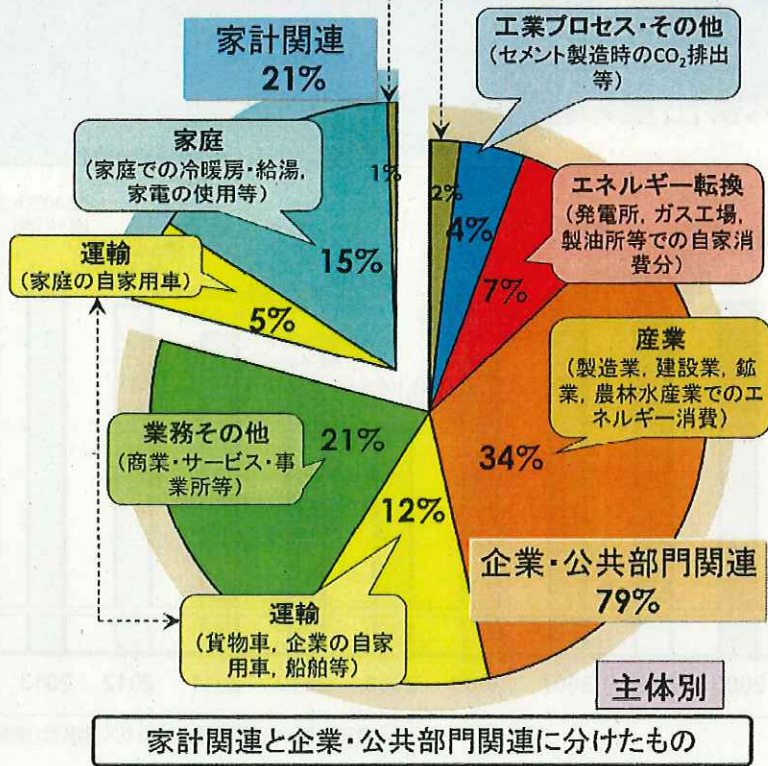
環境省HP 2014年度の温室効果ガス排出量(確報値)についてより(抜粋)

二酸化炭素の部門別排出量の推移



環境省HP 2014年度の温室効果ガス排出量(確報値)についてより(抜粋)

二酸化炭素の内訳(2014)



環境省HP 2014年度の温室効果ガス排出量(確報値)についてより(抜粋)